

組合 Q & A

加入拒否の「正当な理由」の解釈について

Q II 中協法第14条は、組合員資格を有するものであっても、組合は、正当な理由があれば加入を拒否できると解されるが、その正当な理由とは、どのような理由をいうのか。

「A」 「正当な理由」とは、組合員資格を有する者に対して一般的に保障されている加入の自由が具体的な特定人に対して保障されないこととなっても、中協法の趣旨から、あるいは社会通念上からも不当ではないと認められる理由をいう。

「正当な理由」として認められるものとしては、次のような場合が考えられる。

- ① 加入申込者の規模が大きく、これを加入させると組合の民主的運営が阻害され、あるいは独占禁止法の適用を受けることとなるおそれがあるような場合
- ② 除名された旧組合員が除名直後又はその除名理由となった原因事

実が解消していないのに加入申し込みをしてきた場合

③ 加入申し込み前に員外者として組合の活動を妨害していたような者である場合

④ その者の日頃の行動からして、加入をすれば組合の内部秩序がかき乱され、組合の事業活動に支障をきたすおそれが十分に予想される場合

⑤ その者の加入により組合の信用が著しく低下するおそれがある場合

⑥ 組合員の情報、技術等のソフトな経営資源を活用する事業を行う際に、当該経営資源や事業の成果等に係る機密の保持が必要とされる場合において、例えば、契約・誓約の締結、提出などの方法により機密の保持を加入条件とし、これに従わないものの加入を拒む場合（ただし、条件はすべて組合員に公平に適用されることが必要である。）

② 組合側にある理由

組合の共同施設の稼働能力が現在の組合員数における利用料に比して不足がちである等、新規組合員の増加により組合事業の円滑な運営が不可能となる場合

なお、「正当な理由」に該当するか否かについては、その事実をよく調査し、その実情に応じて判断するのが適当と考える。

組合諸規定の決定機関について

Q II 本組合では、組合運営に必要な規定類を現在作成中であるが、下記のものには総会の承認を売る必要があるものか、理事会の決定のみにてよいものか教示願いたい。
 文書処理規定、服務規定、人事規定、給与規定、退職金規定、昇給規定、旅費規程

「A」 組合の文書処理規定、服務規程、人事規定、給与規定、退職金規定、旅費規程等主として組合の業務執行上必要な関係を規律する内規的なものの決定は、理事会の議決をもって足り、総会の議決を経る必要はない。

ただし、給与規定、退職金規定が常勤等の役員に適用される場合は、理事会の決定では事柄の性質上適当でないもので、総会の議決を経て決定するのが望ましい。

なお、役員選挙規約、共同施設利用規約（実際には役員選挙規定、共同施設利用規定といっている場

合が多い。）等組合の業務運営その他一定の事業執行に関し、組合と組合間を規律する自治法規的なものについては総会の議決を経て決定しなければならない（中協法第34条参照）。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

○ 4行記述問題からの出題

〔本問題は、試験時に4行以内で記述する問題です。解答例は120字以内です。〕

【第1問】 総会招集の手続きについて述べよ。

【第2問】 組合員による理事会の招集請求について説明せよ。

【第3問】 原始加入の手続きについて説明せよ。

《解答》【第1問】 総会は、その招集を理事会で決定し、総会の10日前（これを下回る期間を定款で定めたときはその期間）までに、会議の目的たる事項を組合員に示し、定款に定めた方法に従って招集しなければならない。なお、組合員全員の同意があれば招集の手続きを省略できる。【第2問】 組合員が理事会の招集を請求できるのは、理事が組合の目的の範囲外の行為その他の法令・定款に違反する行為をするか、その恐れがあると認められるときである。理事会の目的を示して招集請求した組合員は、その理事会に出席して意見を述べることができ、第3問）組合員たる資格を有する者が組合に加わらなければならない。加入の承諾があった時は、加入希望者は引受出口数に応じた金額を払込む。加入の効果が生じるのは、その支払が終わった時である。